

令和 5 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 5 年 5 月 1 5 日
 担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 0〕

① 件 名	中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 本市では、平成 3 0 年 6 月に施行された「生産性向上特別措置法」（※現在は「中小企業等経営強化法」に移管）に基づいて、「導入促進基本計画」を策定し、同月 1 5 日に国から同意を得ている。これにより、中小事業者等は、「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を得ることによって、固定資産税の課税に対する特例措置等を受けることができるようになった。 「導入促進基本計画」の計画期間は、当初、国の同意の日から 3 年間であり、後に 2 年間の延長を行ったが、令和 5 年 6 月 1 4 日をもって計画期間が終了する。</p> <p>【目的】 計画期間の終了に際し、再度「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得ることで、切れ間なく固定資産税の課税に対する特例措置を講じ、中小企業者等の前向きな設備投資や賃上げを後押しするもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号） 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成 3 0 年 6 月 生産性向上特別措置法の施行 導入促進基本計画に対する国からの同意（計画期間 3 年間）</p> <p>平成 3 0 年 7 月 先端設備等導入計画の認定申請受付開始</p> <p>令和 3 年 6 月 導入促進基本計画の変更に対する国からの同意（計画期間を 5 年間に延長） 生産性向上特別措置法の認定制度を中小企業等経営強化法に移管</p> <p>令和 4 年 1 2 月 「令和 5 年度税制改正の大綱」において、新たな特例制度が措置されることが決定</p> <p>令和 5 年 4 月 地方税法等の一部を改正する法律の施行</p>
⑤ 主な内容	<p>○ 現行の導入促進基本計画からの変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等について記載している部分 平成 3 0 年時点の状況に基づいた記載を、令和 5 年現在の状況に基づいた記載に変更 ・ 目標 計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定目標数を 4 0 件から 2 0 件に変更 ・ 計画期間 「国が同意した日から 5 年」から「令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 7 年 3 月 3 1 日」に変更 <p>※いずれの変更も、「先端設備等導入計画」の認定対象となる事業者の要件（対象地域：全域、対象業種：全て）の変更を伴わないものである。</p>

<参考>

地方税法の改正に伴い、「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者が受けることができる固定資産税の特例には、主に次のとおりの変更があった。

項目	令和4年度末までに認定を受けた事業者	令和5年度以降に認定を受けた事業者
特例率・期間	3年間 特例率：ゼロ	3年間 特例率：1／2
賃上げの 表明有り		4年間もしくは5年間（※） 特例率：1／3
対象設備	①機械装置、②工具、③器具備品、④建物附属設備、⑤構築物、⑥事業用家屋	①機械装置、②工具、③器具備品、④建物附属設備

※令和5年度中に取得：5年間、令和6年度中に取得：4年間

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

中小企業者等の前向きな設備投資や賃上げが後押しされ、本市産業の持続的な維持・発展に寄与する。

【市財政への負担】

特例措置を講じた場合の減収分は、地方交付税措置（減収分の75／100相当）される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

女川町においては令和5年4月1日付けで新規の導入促進基本計画を策定し、国の同意を得ている。また、東松島市をはじめとして県内市町村のすべてが新規導入促進基本計画を策定予定としている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年5月 導入促進基本計画の協議書を国へ提出
6月 導入促進基本計画の同意

⑨ その他

<参考> 本制度のスキーム図

